

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	香南建設株式会社	代表者氏名	今村 義男
主たる営業所の所在地	高知県香南市赤岡町 566-1		
許可番号	高知県知事許可 (特)第 1353 号	許可を受けている建設業の種類	土、建、と、石、鋼、舗、しゅ、塗、防、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 5 年 1 月 19 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
解体工事業に関する営業のうち、公共工事 (国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第 1 に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。) に係るもの			
2 期間			
令和 5 年 2 月 3 日から令和 6 年 2 月 2 日までの 1 年間			
処分の原因となった事実	公契約関係競売入札妨害、贈賄事件		
香南建設株式会社の当時の代表取締役の北代達也は、令和 2 年 12 月頃、当時の香南市議会議員に対し、香南市が同月 17 日を入札日として施行した栄町 A 団地解体工事の一般競争入札の最低制限価格を聞き出して欲しい旨を働き掛け、同議員が同市の職員から聞き出した当該価格の近似額の教示を受けて落札した上、同議員に対し、その謝礼として 10 万円の商品券を供与したものである。 このことにより、令和 4 年 9 月 27 日付けで高知地方裁判所から、刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 第 1 項及び第 198 条の規定に違反するものとして、懲役 1 年 6 月執行猶予 3 年の有罪判決を受け、同年 10 月 12 日に刑が確定した。 このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

問い合わせ先

高知県土木部土木政策課建設業振興担当

荒木、松田

電話 (088) 823-9815